

かながわ未来共創プラットフォーム」提案募集要項 ～多様な主体との協働・連携により課題を解決～

1 目的

県民ニーズが複雑化・多様化する中、行政だけで対応することが困難な様々な社会的課題を解決するためには、企業・大学・団体・NPO等多様な主体とともにそれぞれの強みを活かし、協働・連携していくことが重要です。

そこで、県が抱える社会的課題を公表し、それに対する企業等からの協働・連携事業等の提案を募集することで、当該課題の解決を図ります。

2 提案の条件

- (1) 提案者が法人その他の団体であること。
- (2) 提案の内容が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法令や公序良俗に反するもの
 - イ 県の施策や規程等に反するもの
 - ウ 政治活動、宗教活動または選挙活動を目的とするもの
 - エ 公共性・公平性に問題があるなど、連携事業としてふさわしくないもの

3 提案の内容

県がテーマ設定した社会的課題に対し、協働・連携事業等を提案いただくものです。課題の詳細などは課題ごとに作成している「募集シート」をご覧ください。

4 提案方法

次のページでご案内する申込フォームへ、必要事項を記入の上、送信してください。

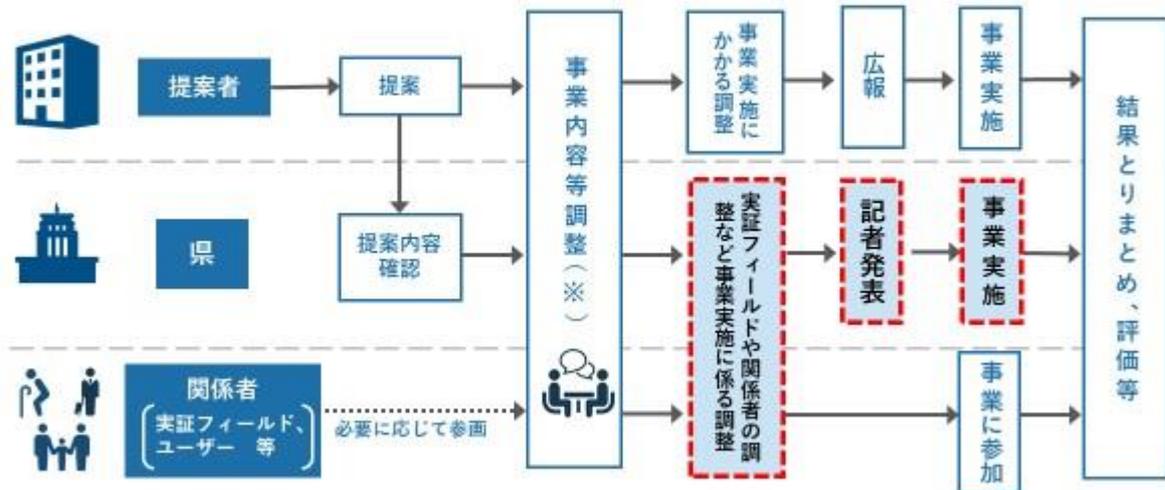
https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=33311

5 提案後の流れ

提案者と県政策局いのち・未来戦略本部室及び関係者（提案に関係する県の各所属や実証フィールド、ユーザー等）との対話により、事業内容の調整や実現可能性に向けた検討をしていきます。

対話の結果、実現に向けて、関係者間で合意に至った提案について、「かながわ未来共創プラットフォーム」として、事業実施に向けた調整を進めていきます（すべての提案を実施するものではありません）。

提案後の流れ（イメージ）



※ 県からの財政的支援はありません。

※ 提案後、県政策局いのち・未来戦略本部室から今後の流れ等について連絡いたします。

※ 実施までのスケジュールも含めて、対話により調整を進めていきます。

※ 提案の内容によっては、関係者との調整に非常に時間を要する場合がありますのでご了承ください。

※ 提案内容の精査や調整の結果、応募資格がない事実が判明した場合やその他の事情により、以後、提案者との対話や調整を行わないこともあります。

6 留意事項

- ・ 提案は、県への契約の申込として扱うものではなく、対話開始が提案についての契約の合意となるものではありません。また、県が提案への対応やその実現に対し法的義務を負うものではありません。
- ・ 提案の実施・不実施にかかわらず、県は調整にかかる一切のコスト（企画や対話等にかかる人件費・交通費・調整費・資料作成費など一切の費用、生じた損害等）の補填や賠償をいたしません。
- ・ 提案内容（企画書等の資料や対話の内容など）は、実現に向けた調整を行うに当たり、必要な範囲で、提案に関係する県の各所属や調整に必要な機関等へ情報の公開・提供を行うことがあります。情報の公開・提供を望まない内容等がある場合は、速やかに県の担当者へお知らせください。
- ・ 対話の結果によっては、県の契約上のルール等により、改めて提案に関して公募等の手続きが必要となる場合があります。その際、県が提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、公募等のための仕様を作成させていただくこともあります（ただし、提案者独自の権利やノウハウ等、公表により提案者に不都合が生じる情報については、協議の上、配慮させていただきます）。
- ・ 事業実施にあたり、個人情報や機密情報を取り扱う必要が生じた場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。なお、提案者において生じた、個人情報や機密情報の

取扱いに関するトラブルについては、県に故意または重大な過失がある場合を除き、県は一切の責任を負いません。

- ・ 事業に関する成果物等の取扱いにおけるトラブルや第三者への不利益等を未然に防ぐため、必要に応じて、関係者間による覚書の締結等により、権利義務や責任の範囲等を整理する場合があります。
- ・ 提案が事業実施まで至った場合、その前後などにおいて、県の広報媒体等で事業のPRをさせていただくことがあります。その際、成果物等を利用・公表することがありますのでご了承ください（ご提案者に不都合が生じる情報については配慮させていただきます）。

【問合せ先】

神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室 未来創生グループ「かながわ未来共創プラットフォーム担当」

045-285-0710（直通）